

周南市農業委員会告示第1号
令和4年3月25日

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積（別段の面積）について、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条の規定に基づき、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が定める別段の面積を次のとおり定める。

周南市農業委員会会長 山下 敏彦

1 農地法施行規則第17条第1項の規定による設定

設定区域（別段の面積を定める区域）	下限面積（別段の面積）
大字大島、大字給島及び大字大津島	10アール
上記以外の区域	30アール

備考（1）大字大島、大字給島及び大字大津島

下限面積（別段の面積）を20アールに設定していたが、これらの地域は地形的特性から小規模な生産性の低い農地が多く、高齢化も進んでおり担い手不足が顕著な地域である。新規就農参入を図ることや、営農意欲の高い小規模農家の規模拡大に応えるために、別段の面積の一段の引き下げを行い、10アールとする。

（2）上記以外の区域

30アール未満の経営規模の農家の割合が前年とほぼ同じ程度であることから、変更しない。

2 農地法施行規則第17条第2項の規定による設定

設定区域（別段の面積を定める区域）	下限面積（別段の面積）
登録空き家に付随した農地	0.01アール（1平方メートル）

備考 令和4年4月1日から施行する周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第4号）の規定により、周南市空き家情報バンク制度要綱（平成19年周南市要綱第27号）に基づく空き家情報バンクに登録された空き家に付随した農地のうち1筆ごとに委員会が指定した農地を一つの区域とみなし、別段の面積を0.01アール（1平方メートル）とする。

3 施行期日

この告示は、令和4年4月1日から施行する。